

宮崎県 森林土木事業 調査・測量・設計業務等共通仕様書 正誤表 (1 / 2)

正	誤
<p style="text-align: center;">宮崎県 森林土木事業 設計業務等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3101条 ～ 第3120条 【略】</p> <p>第3121条 条件変更等</p> <p>1 【略】</p> <p>2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) 第3116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害</p> <p>(3) その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合</p> <p>第3122条 契約変更</p> <p>1 【略】</p> <p>2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第3121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>第3123条 【略】</p> <p>第3124条 一時中止</p> <p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第3133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2 ～ 3 【略】</p> <p>第3125条 ～ 第3132条 【略】</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県 森林土木事業 設計業務等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3101条 ～ 第3120条 【略】</p> <p>第3121条 条件変更等</p> <p>1 【略】</p> <p>2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) 3115条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害</p> <p>(3) その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合</p> <p>第3122条 契約変更</p> <p>1 【略】</p> <p>2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第3120条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>第3123条 【略】</p> <p>第3124条 一時中止</p> <p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第3132条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2 ～ 3 【略】</p> <p>第3125条 ～ 第3132条 【略】</p>

宮崎県 森林土木事業 調査・測量・設計業務等共通仕様書 正誤表 (2 / 2)

正	誤
<p>第3133条 【略】</p> <p>第3134条 履行報告 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。ただし、発注者が認める場合はこの限りではない。</p> <p>第3135条 ～ 第3137条 【略】</p> <p>第2章 設計業務等一般 【略】</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1 ～ 第4 【略】</p> <p>第5 地すべり防止工</p> <p>第3320条 ～ 第3324条 【略】</p> <p>第3325条 土留工等の設計 第3311条 山腹工設計に準ずる。</p> <p>以下 【略】</p> <p>第6章 林道設計 【各条項】 <ul style="list-style-type: none"> ・・・第3108条照査技術者及び照査の実施に基づく・・・ ・・・第3112条業務計画書・・・ </p>	<p>第3133条 【略】</p> <p>第3143条 履行報告 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。ただし、発注者が認める場合はこの限りではない。</p> <p>第3135条 ～ 第3137条 【略】</p> <p>第2章 設計業務等一般 【略】</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1 ～ 第4 【略】</p> <p>第5 地すべり防止工</p> <p>第3320条 ～ 第3324条 【略】</p> <p>第3325条 土留工等の設計 第3309条 山腹工設計に準ずる。</p> <p>以下 【略】</p> <p>第6章 林道設計 【各条項】 <ul style="list-style-type: none"> ・・・第3107条照査技術者及び照査の実施に基づく・・・ ・・・第3111条業務計画書 </p>